# 指定障がい福祉サービス事業所における不正事案に対する処分について

障がい者を対象とした福祉サービス事業所において、実際には利用者へサービスを提供していないにもかかわらず、福岡市に対し、不正に給付費(※1)を請求する事案がありました。

この事案について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び福岡市移動支援事業実施要綱の規定に基づき、本日、下記のとおり2件の処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

### 1 不正事案 1 件目

### (1) 事業者の概要

事業者名	ぜん 株式会社 善 (代表取締役 湯川 美保)
対象事業所名	ケアステーションとまと (所在地:福岡市東区高美台4丁目34番11号)
実施事業	障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護) 地域生活支援事業(移動支援)

#### (2) 不正事案の概要

令和2年4月から令和3年8月の間、利用者1名に対する居宅介護サービス(※2)の提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

また、令和元年 12 月 30 日及び 31 日にも、当該利用者に対する居宅介護サービスの提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

#### (3) 不正受領額及び返還請求額

- ①不正受領額 2,506,651 円 ②返還請求額 3,509,311 円
- ※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、給付費の不正受領額(2,506,651円)に加算金額 (不正受領額の40%)を加えた額(3,509,311円)について、令和4年6月17日に返還請求を行った。

#### (4) 処分の内容

- ①令和4年7月31日付で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護の事業者指定の取消
- ②同日付で移動支援(※3)の事業者登録の抹消(①の指定取消に伴う抹消)
- ※ 当該事業者に対して、指定取消日(令和4年7月31日)までに当該事業所の利用者について別事業所への引継ぎを行い、サービスの継続が図られるよう指導を行う。

### (5) 経緯

令和3年10月21日	利用者からの通報に基づき、事業所へ立入調査し不正が発覚。
上記以降	関係書類の調査や関係者からの聴取等により、不正期間の特定、
	その他の不正の有無など、詳細について確認を行う。
令和4年5月17日	行政手続法に基づく聴聞(弁明の機会の付与)を実施。
令和4年6月17日	事業者に対し、指定取消通知書及び返還請求通知書を交付。

### 2 不正事案2件目

### (1) 事業者の概要

事業者名	やまもとようこ 株式会社マインズ(代表取締役 山本 陽子)
対象事業所名	あさひヘルパーステーション (所在地:福岡市博多区築港本町3-8-1110)
実施事業	障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護) 地域生活支援事業(移動支援)

## (2) 不正事案の概要

令和3年9月の土曜日及び日曜日の早朝時間帯5時~6時30分における、利用者3名に対する居宅介護(身体介護)サービスの提供に関して、サービスを提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成のうえ、給付費を請求し受領した。

### (3) 不正受領額及び返還請求額

- ①不正受領額 117,331 円 ②返還請求額 164,263 円
- ※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、給付費の不正受領額(117,331円)に加算金額(不正受領額の40%)を加えた額(164,263円)について、令和4年6月17日に返還請求を行った。

### (4) 処分の内容

居宅介護、重度訪問介護、同行援護について、1年間(令和4年6月18日から令和5年6月17日まで)の指定効力の一部停止(新規利用者の受入停止)

#### (5) 経緯

令和3年10月26日	事業所の関係者からの通報に基づき、事業所へ立入調査し不正が 発覚。
上記以降	関係書類の調査や関係者からの聴取等により、不正期間の特定、 その他の不正の有無など、詳細について確認を行う。
令和4年5月17日	行政手続法に基づく聴聞(弁明の機会の付与)を実施。
令和4年6月17日	事業者に対し、指定効力停止通知書及び返還請求通知書を交付。

#### 3 再発防止について

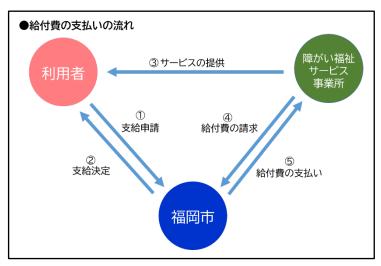
- (1) 市内の全障がい福祉サービス事業所に対して、今回の不正事案の概要(処分の内容や理由、返還請求額等)について通知し、法令遵守について周知徹底を図るとともに、自主点検の実施を指導する。
- (2) 毎年実施している集団指導(事業所への制度内容や過去の指導事例等についての説明会)において、不正事案の概要を説明し、法令遵守について指導を行う。
- (3) 抜き打ちの実地指導の実施により、緊張感をもった事業所運営の確保を図る。

【問い合わせ先】

福祉局障がい福祉課 担当:渡辺、板本 Tel 711-4249 (内線 2160)

## (※1) 給付費について

指定障がい福祉サービス事業所が、利用者に提供する障がい福祉サービスに係る報酬として、行政 が当該事業所に給付する費用。



# (※2) 居宅介護サービスについて

日常生活を営むのに支障のある障がい者等のいる家庭にホームヘルパーが訪問して、食事の介護・入浴・排せつの介護などの身体介護や、調理・洗濯・掃除の家事援助などを行うサービス。

### (※3) 移動支援について

一人での外出が困難な障がい者が、区役所や病院などへ公共交通機関を使って外出する際に、付き添う人がいない場合、ヘルパーによる移動の介護を行うサービス。